

公募型プロポーザルに係る手続き開始のお知らせ

次のとおり提案書の提出を求めます。

平成24年10月12日

世田谷区

1 業務概要

(1) 件名

清掃・リサイクル普及啓発施設運營業務委託

(2) 業務内容

①エコプラザ用賀

- ・清掃・リサイクルに関する情報の提供
- ・リユース品の展示・提供
- ・家具、おもちゃ等の修理講座・講習会の開催
- ・不用品情報の紹介
- ・その他ごみ減量・リサイクルに関する普及啓発
- ・拠点回収業務（廃食用油、プラスチック回収事業）

②リサイクル千歳台

- ・ごみ減量・リサイクルに関する活動を行う団体・グループへの活動・交流の場の提供
- ・ごみ減量・リサイクルに関する講座・講習会の開催
- ・不用品情報の紹介
- ・その他ごみ減量・リサイクルに関する普及啓発
- ・拠点回収業務（廃食用油、プラスチック回収事業）

(3) 履行期間

平成25年4月1日から平成28年3月31日(3ヵ年)

※本業務に関わる契約締結は年度ごとに行い、かつ予算の配当を条件とする。

2 参加資格

次の要件をすべて満たす法人であること。

- (1) 本区若しくは他の自治体において、同種の業務を受託した実績又はごみ減量・リサイクル等の普及啓発に関する企画・運營業務を受託した実績（単にフリーマーケットを開催・運営した実績は除く）があること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項（同令第167条の11第1項において準用する場合も含む。）の規定に該当しないこと。また、同条第2項による措置を現に受けていないこと。
- (3) 世田谷区から入札参加禁止又は指名停止の措置を受けている期間中でないこと。
- (4) 都道府県民税・市町村税等に滞納がないこと。

3 提案書の提出者を選定するための基準

本件では提出者の選定は行わず、参加資格の確認のみを行う。

4 提案書を特定するための評価基準

・事業者について

(1) 事業運営実績

(2) 財務状況、管理体制

・施設運営について

(1) 業務内容の理解度・企画力、運営体制

(2) 運営経費

5 手続き等

(1) 担当部課

〒154-8504 東京都世田谷区世田谷四丁目21番27号

世田谷区清掃・リサイクル部事業課普及啓発担当

(世田谷区役所分庁舎(ノバビル)1階)

電話：03-5432-2930

ファクシミリ：03-5432-3058

(2) 募集説明書の交付期間、場所及び方法

① 交付期間 平成24年10月12日(金)～平成24年10月26日(金)

② 交付場所 世田谷区ホームページ及び上記(1)窓口で交付

※ホームページ掲載箇所： [トップページ](#) > [くらしのガイド](#) > [暮らし・手続き](#) > [ごみ・リサイクル](#) > お知らせ

③ 交付方法 希望者に直接無償で交付する

※窓口での受付時間は午前9時～午後5時とする。(土・日曜日、祝日を除く)

(3) 参加表明書の受領期限並びに提出場所及び方法

① 提出期限 平成24年10月26日(金)午後5時必着

② 提出場所 (1)に同じ

③ 提出方法 直接持参すること(郵送不可)

※受付時間は午前9時～午後5時とする。(土・日曜日、祝日を除く)

(4) 提案書の受領期限並びに提出場所及び方法

① 提出期限 平成24年11月29日(木)午後5時必着

② 提出場所 (1)に同じ

③ 提出方法 直接持参すること(郵送不可)

※受付時間は午前9時～午後5時とする。(土・日曜日、祝日を除く)

6 その他

(1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 契約保証金 免除

- (3) 契約書作成の要否 要
- (4) 当該業務に直接関連する他の業務の委託契約を当該業務の委託契約の相手方と随意契約により締結する予定の有無 有
平成26年度及び平成27年度の当該業務
- (5) 関連情報を入手するための照会窓口 5(1)に同じ
- (6) 区は、この案件に参加を表明した者及び提案書を提出した者の商号・名称並びに提案書を特定した理由(審査経過等)を公表することができる。
- (7) 詳細は説明書による。